

奈 個 情 第 6 3 号  
令和3年2月17日

奈良市教育長 様  
(諮問実施機関担当課  
教育委員会教育部学校教育課)

奈良市個人情報保護審議会  
会長 佐々木 育子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る  
諮問について (答申)

令和3年1月12日付け奈教学第1180号で諮問のあった下記の件について、  
別紙のとおり答申します。

記

【諮問 : 個情第02-15号】

GIGAスクール構想に係るデジタルコンテンツの電子計算機の結合について

(別紙)

答申：個情第44号

諮問：個情第02-15号

## 答 申

### 第1 審議会の結論

奈良市教育長が、文部科学省による教育現場において児童生徒1人につき1台の端末整備とネットワーク整備を推進する「GIGAスクール構想」を活用し、デジタルコンテンツを導入することについては、奈良市教育長が管理する「センターサーバ」を利用し、当該センターサーバとデジタルコンテンツに係るクラウドサーバをオンラインで結合し、当該クラウドサーバ上で当該児童生徒に係る個人情報を取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

### 第2 対象事業の概要

奈良市教育長（以下「実施機関」という。）は、導入するデジタルコンテンツについて、次のとおり説明した。

#### 1 デジタルコンテンツについて

##### (1) GIGAスクールについて

令和元年12月に文部科学省から教育現場において児童生徒1人につき1台の端末整備とネットワーク整備を推進するという「GIGAスクール構想」が出された。また、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から学習指導要領が改正され、これからの教育においては知識獲得型から協働的・探究的、いわゆる児童生徒たち同士が話し合い、知識を深め、そして活用することができるというような力を身に着ける教育が求められており、この「GIGAスクール構想」によって整備される端末とネットワークを活用することにより、これまでの教育から、さらに幅を広げ、教育の中身、質を高めることができると考えている。

令和元年度の「GIGAスクール構想」は、クラウド活用前提のセキュリティガイドライン公表に基づいた学習者用のクラウドサービスとなる。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う3月から5月末までの臨時休校や、学校再開後の現場においてもICT端末を活用したオンライン学習を今後広めることで、実用性が認められている。

このような状況の中、今年度の「奈良市教育大綱」と「教育進行基本計画」

の見直しにあわせて、審議会への諮問を経て、奈良県教育委員会が主導する奈良県域での教育プラットフォームとしてグーグル社が提供するクラウド型学習支援ツール「G Suite for Education」を導入した。

今後も、児童生徒一人一人に適した学びを提供することができ、自主的な学びによって、知識理解を深めるという「GIGAスクール構想」に基づき、デジタルコンテンツを拡充していきたいと考えており、今般2件について意見を聴くものである。

## (2) デジタルコンテンツの概要

### ア 個別最適化デジタル学習教材

このデジタルコンテンツは、AI（人工知能）によって学習者の習熟度を分析し、学習者にとって解くべき問題へと誘導し、自立的かつ効率的な学習を推進することができる。また、手書入力に対応しており、入力した内容をシステムが自動認識・採点することで、知識技能の定着を効率化・短縮することができる、創出された時間で知識を活用した探究的な学習を取り入れることができるものである。

### イ プログラミング教材

令和3年度から、中学校においてプログラミング教育が拡充される。また、科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、アート(Art)、数学(Mathematics)の領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念(STEAM教育)を進め、各教科における学習を実社会での問題発見、課題解決に活かし、教科横断的な学習や探究的な学習の充実が求められている。

このデジタルコンテンツは、テキストコーディングを用いたもので、技術家庭科でもプログラミング学習にも対応でき、プログラミングを利用して問題解決に取り組むことができるなど、総合的な学習時間等、技術科以外の時間でも効果的に活用できるものである。

## 2 個人情報情報の安全性の確保

実施機関は、2件のデジタルコンテンツを導入するに当たり、「G Suite for Education」の活用に係る電子計算機の結合について、当審議会が令和2年9月10日付け奈個情第13号で答申した内容と同様の措置を講じることで、児童生徒に係る個人情報情報の安全性を確保しようとしている。

## 第3 審議会の判断

当審議会は、実施機関が児童生徒に係る個人情報情報を適正に取り扱うために第2の2による措置を講じようとしていることから、実施機関が2件のデジタル

コンテンツを導入し、運用することについて、公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

#### 第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、当該児童生徒又は第三者の権利利益が不当に侵害されることはない判断した。

ただし、2件のデジタルコンテンツを導入し、運用するに当たっては、次の事項に留意し、児童生徒に係る個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

2件のデジタルコンテンツを提供する事業者と契約を締結するに当たっては、当該事業者が条例に基づいて当該契約に係る個人情報を適正に取り扱い、当該契約を的確に履行することができるよう条項の字句を精査すること。

#### 第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和3年 1月12日	実施機関から諮問を受けた。
令和3年 1月21日	令和2年度第8回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和3年 2月17日	令和2年度第9回審議会 1 事案の審議を行った。 2 答申案の取りまとめを行った。
令和3年 2月17日	実施機関に対して答申を行った。

#### ○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大手前短期大学教授	
石 黒 良 彦	弁護士	
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁護士	会 長
浜 口 廣 久	弁護士	会長職務代理者